

〇〇〇〇年度
ブラックスタート機能の提供に関する契約書
(案)

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇

北陸電力送配電株式会社

ブラックスタート機能の提供に関する契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と北陸電力送配電株式会社（以下「乙」という。）とは、●●●●年●月●日に乙が公表したブラックスタート機能募集要綱（〇〇〇〇年度向け）（以下「募集要綱」という。）にもとづき、乙の電力系統における停電解消のためのブラックスタート機能の提供について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（ブラックスタート機能の提供）

第1条 甲は、別紙（契約電源一覧表）の発電設備（以下「契約電源」という。）を用いて、乙に対してブラックスタート機能の提供を行うものとする。

2 本契約において、ブラックスタート機能の提供とは、乙の電力系統において広範囲に及ぶ停電が発生した場合に、本契約第4条に規定する受電地点において、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持することに努め、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給することをいう。

（受電地点および送電上の責任分界点）

第2条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約電源等に関し、甲と乙との間で乙が定める託送供給等約款（以下「約款」という。）にもとづき締結している発電量調整供給契約の定めに従うものとする。

（財産分界点および管理補修）

第3条 財産分界点および管理補修は、契約電源等に関し、甲と乙との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約の定めに従うものとする。

（送電端出力、受電地点特定番号、電圧およびブラックスタート機能）

第4条 契約電源の送電端出力、受電地点特定番号、電圧およびブラックスタート機能は別紙のとおりとする。

（設備要件）

第5条 甲は、契約電源について、募集要綱に記載の設備要件を満たしていることを確約するものとする。

（運用要件）

第6条 甲は、契約電源について次の各号の運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従いブラックスタート機能を提供するものとする。なお、第4号に規定する訓練および起動試験に要する費用は甲が負担するものとする。

のとする。

- (1) 甲は、次条にもとづきあらかじめ定める補修停止等の期間を除き、常時、ブラックスタート機能を提供可能な状態に維持すること。
 - (2) 甲は、ブラックスタート機能等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧すること。
 - (3) 甲は、ブラックスタート機能等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。
 - (4) 甲は、乙が指定する電力供給に係る訓練に参加すること。(訓練を実施しない年度は、非常用発電機等の起動試験を実施し、乙にその結果を報告すること。)
- 2 甲は、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書(以下総称して「本契約等」という。)を遵守するものとする。

(停止計画)

- 第7条 甲は、乙が別途定める期日までに、本契約第16条に定めるブラックスタートの提供期間(以下「提供期間」という。)におけるブラックスタート機能の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。
- 2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。
- (1) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等、提供期間にかかる作業停止期間の短縮に努めること。
 - (2) 甲は、乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じること。

(計量)

- 第8条 契約電源から受電する電力量(以下「実績電力量」という。)は、原則として契約電源ごとに取付けた記録型計量器により30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙の協議により定めるものとする。
- 2 計量器の故障等により、実績電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ、別途実績電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

- 第9条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいう。)は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款64(計量器等の取付け)にもとづき取り付ける発電量調整受電電力量の計量に

必要な計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき、あらためて計量器等を取り付けることはしないものとする。

2 法令等により、本契約にもとづき取り付けられた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、甲は実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第10条 契約電源に対する乙の指令の受信および契約電源の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等は以下の区分で施設するものとする。

(1) 発電所構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 発電所から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(3) 前二号以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、甲が保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(料金)

第11条 乙は、ブラックスタート機能の提供に係る料金として、本契約第12条に定める月間料金および本契約第13条に定める従量料金を甲に支払うものとする。

2 ブラックスタート機能の提供に係る料金の算定期間(以下「料金算定期間」という。)は、毎月1日から当該月末日までとする。

(基本料金および月間料金)

第12条 ブラックスタート機能の提供に係る基本料金は、〇〇〇〇年度が実需給年度となる容量市場の約定価格(円/kW)が確定した後に、契約電源ごとに以下の算定式により算出した金額とする。

基本料金＝本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当金額

＝本募集の入札価格

－(本募集で落札した契約電源の主機の容量^{※1})

×調整係数×経過措置係数

×〇〇〇〇年度が実需給年度となる容量市場における乙の電力系統エリアの約定価格(円/kW)^{※2}

※1 「契約電源の主機の容量」とは別紙に定める発電設備のうち非常用発電機等(バッテリー等を含む。)以外の発電設備の送電端出力をいう。

※2 容量市場において市場分断が発生し、本募集で落札した契約電源の主機が乙の電

- 力系統エリアのエリアプライスより高額で約定した場合には、その約定価格とする。
- 2 前項による基本料金の算定結果が、甲が入札時に乙に提示した「ブラックスタート特有の機能維持に必要な最低限の費用相当額」の金額（以下「最低保証額」という。）を下回る場合は、最低保証額を基本料金とする。
 - 3 月間料金は前2項により算出した金額を12で除した金額（端数が生じる場合は、3月分料金で調整するものとする。）を、すべての契約電源につき合計した金額とする。

（従量料金）

第13条 ブラックスタート機能の提供に伴う電力供給に係る料金（従量料金）は、起動時の所内電力量増分費用、他発電所への所内電力の供給に係る費用等にもとづき、別途甲乙協議により決定した金額とする。

（月間料金の支払い）

- 第14条 甲は、月間料金に本契約第24条に定める消費税等相当額および事業税等相当額を加算した金額（ただし、事業税等相当額は、甲の事業税に収入割を含む場合で、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限り加算するものとする。以下同じ。）を、料金算定期間の翌月15日までに請求書により乙に請求し、乙は同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに甲に支払うものとする。ただし、乙の請求書の受領が同月16日以降であった場合は、乙は請求書受領後10日以内（ただし、請求書受領後10日目の日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日まで）に甲に支払うものとする。
- 2 乙は、前項の支払いを、支払期日までに行わなかった場合、支払期日の翌日以降支払いの日まで、当該不払額（消費税等相当額および事業税等相当額は含まない。）に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲に支払うものとする。

（従量料金の支払い）

- 第15条 各料金算定期間の従量料金は、本契約第13条にもとづき決定した金額を、すべての契約電源につき合計した金額とする。
- 2 甲は、従量料金に本契約第24条に定める消費税等相当額および事業税等相当額を加算した金額を、従量料金確定の翌月15日までに請求書により乙に請求し、乙は同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに甲に支払うものとする。ただし、乙の請求書の受領が同月16日以降であった場合は、乙は請求書受領後10日以内（ただし、請求書受領後10日目の日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日まで）に甲に支払うものとする。
 - 3 乙は、前項の支払いを、支払期日までに行わなかった場合、支払期日の翌日以降支払いの日まで、当該不払額（消費税等相当額および事業税等相当額は含まない。）に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞

利息を甲に支払うものとする。

(契約の有効期間およびブラックスタート機能の提供期間)

第16条 本契約にもとづく甲から乙へのブラックスタート機能の提供期間は〇〇〇〇年4月1日から〇〇〇〇年3月31日までとする。

2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第17条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(5) 解散の議決を行った場合

(6) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合

(解約または解除に伴う賠償)

第19条 本契約の解約または解除において、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(自己都合による解約または解除に伴う費用の申し受け)

第20条 甲の都合によって本契約を解約または解除することとなった場合は、前条にかかわらず、乙は、代替手段を確保するために要した費用の実費の負担を甲に求めることができるものとし、甲は、これに応じるものとする。

(契約の承継)

第21条 甲または乙が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第22条 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要することなく、本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除されたものは損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用する等の行為をしたと認められた場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合（甲または乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第23条 甲または乙が、本契約に違反して、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。

(消費税等相当額および事業税等相当額)

第24条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。また、本契約において事業税等相当額とは、地方税法の規定により課される事業税のうち収入割に相当する金額および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される特別法人

事業税として収入割へ課される金額をいう。なお、適用する事業税率は、ブラックスタート機能の提供期間開始までに、直近事業年度の実効税率等にもとづき、甲乙協議により決定する。

(単位および端数処理)

第25条 本契約において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 発電出力の実績電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
- (2) 前条で定める消費税等相当額および事業税等相当額を加算して授受する場合は、消費税等相当額および事業税等相当額が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第26条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第27条 本契約に関する訴訟については、富山地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第28条 甲および乙は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合

(協議事項)

第29条 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，契約締結の証として，本書2通を作成し，記名押印のうえ甲乙それぞれその1通を保有する。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲 〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

乙 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

別紙. 契約電源一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	送電端出力※ (kW)	連系系統 の電圧 (kV)	ブラックスタート機能	受電地点特定番号
□ □ 株式会社	××発電所	〇〇県〇〇市××					

※ 非常用発電機等は定格出力を記載する。